

京都市民間シェルター事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、配偶者等からの暴力による被害女性及び困難な問題を抱える女性の保護の推進を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第3条第3項第3号に基づき、又は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第9条第3項2号に基づき女性相談支援センターが行う業務に準じ緊急時における安全確保を実施する者に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 配偶者等 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、配偶者であった者（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のあった者で、事実上離婚したと同様の事情に入った者を含む。）及び同居の親族その他社会生活において密接な関係を有する者をいう。
- (2) 配偶者等からの暴力 配偶者等からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (3) 被害女性 配偶者等からの暴力を受けた女性をいう。
- (4) 困難な問題を抱える女性 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。
- (5) 被害女性等 被害女性及び困難な問題を抱える女性並びにその同伴する家族をいう。

(交付の対象事業)

第3条 この要綱において補助の対象となる事業は、京都市からの求めに応じて、被害女性等を緊急に、かつ、一時的に避難させるため、京都市民間シェルター施設補助金交付要綱第2条に定義する民間シェルター等を確保し、被害女性等に提供することにより、被害女性等を支援する事業（以下「緊急一時避難支援事業」という。）とする。

2 緊急一時避難支援事業は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 一室を同時に2件以上の被害女性等の保護に使用しないこと。
- (2) 被害女性等の安全及びプライバシーを確保すること。
- (3) 被害女性及び困難な問題を抱える女性と、その同伴する家族の分離は行わないこと。
- (4) 被害女性等からの相談に応じ、又は当該相談に応じる適切な機関の紹介を行うこと。
- (5) 被害女性等に対して情報提供を行い、関係機関との連携を図ること。
- (6) 被害女性等の相談内容を詳細に記録するとともに、被害女性等の同意を得て、当該記録を関係機関に提供すること。

(交付の対象)

第4条 この要綱において補助の対象となる団体は、次のいずれにも該当する団体であること。

- (1) 緊急一時避難支援事業の実施に関し相当の実績があること。
- (2) 市内に活動の拠点の有すること。
- (3) 営利を目的としないこと。

(補助金の額)

第5条 この要綱において補助金の額は、別表に掲げる区分によるものとし、予算の範囲内において交付する。

2 補助金の交付対象期間は、原則として3日を超えない期間とする。ただし、退所日が閉庁日の場合は3日を超えて翌開庁日まで補助金の交付対象期間を延長することがある。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、補助金の交付対象期間を60日まで延長することができる。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、京都市民間シェルター事業費補助金申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によって、事業開始前に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 団体の規約（個人情報保護規定を含むもの）及び役員名簿
- (4) 団体の活動実績に関する資料
- (5) その他別に定める書類

2 事業を行う団体は、補助金の交付申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事前着手)

第7条 補助金を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、緊急その他やむを得ない理由により、補助金交付決定前に事業に着手しようとする場合において、事前着手届（第2号様式）を市長に提出したときはこの限りでない。

(標準処理期間)

第8条 市長は条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(申請事項の変更の承認)

第9条 条例第11条第1項第1号の規定による通知を受けた団体は、申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

(実績報告)

第10条 条例第18条第1項に規定する実績報告は、京都市民間シェルター事業費補助金実績報告書(第3号様式)及び京都市民間シェルター事業費補助金利用内訳報告書(第4号様式)によって、次項に定める書類を添えて、交付対象事業完了日から起算して30日以内に行わなければならない。

2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支決算書

(2) その他別に定める書類

3 事業を行う団体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 事業を行う団体は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第5号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全額又は一部を納付させることがある。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は文化市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市民間シェルター事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、別表（困難な問題を抱える女性及び第5条第3項に関する部分を除く）については、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日から施行し、改正後の要綱は令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市民間シェルター事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、別表（生活諸費を除く）については、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市民間シェルター事業費補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。ただし、別表については、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

民間シェルター事業費補助金額

交付対象 期間		第 5 条第 2 項の期間		第 5 条第 3 項の期間
		1 人当たり日額補助金		1 世帯当たり日額の補助
補助 金額	事業 補助	被害女性及び困難な問題 を抱える女性	8, 7 6 0 円	1, 0 0 0 円／日
		同伴児		
		就学前児童	5, 1 9 0 円	
		就学児から 18 歳未満児童	2, 4 8 0 円	
	同伴者		2, 7 1 0 円	
	生活 諸費			1 人当たり 7 0 0 円／日

※ 同一の交付対象期間に京都市母子生活支援施設緊急一時保護援助金を受ける世帯は交付対象から除く。

※ 「生活諸費」は経済的援護の必要な者に限り、事業者が同額を本人に支給した場合のみ支給する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

京都市民間シェルター事業費補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
施設の名称	
事業の目的及び内容	
事業の実施予定日又は実施予定期間	
事業に要する費用の額	円

第2号様式（第7条関係）

事前着手届

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の主たる事務所の所在地	届出者の名称及び代表者名

京都市民間シェルター事業費補助金交付要綱第7条の規定により、事前着手することを認めていただきたく、別記条件を了承のうえ、届け出ます。 なお、本件については、今後交付決定がなされなかった場合においても異議を申し立てません。	
交付申請額	
事前着手年月日	
事前着手理由	

別記条件

当該事業については、補助金交付決定を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

京都市民間シェルター事業費補助金実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の主たる事務所の所在地	届出者の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により事業の実績を報告します。	
施設の名称	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

京都市民間シェルター事業費補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市民間シェルター事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により以下のとおり報告します。	
補助金額 （市長が決定した交付金額）	円
消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 （要返還額）※	円
添 付 書 類	(1) 消費税確定申告書の写し (2) その他記載内容を確認するための書類

※ 仕入税額控除制度を活用していない場合も、0円と記載の上、報告してください。